

2013年から復興特別所得税が加算

2011(平成23)年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。なかでも幅広く影響が大きい「復興特別所得税」は来年2013年から個人に対して課税されますが、法人においても預金利子や受取配当金など影響がありますので、概要を紹介いたします。

1. 課税対象

2013(平成25)年から2037(平成49)年までの25年間の各年分の基準所得税額(原則すべての所得に対する所得税額)が対象となります。

2. 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額＝基準所得税額×2.1%

3. 源泉徴収税額の計算

(1) 給与に係る源泉徴収税額

2013年1月1日以後支給(原則支払日基準)する給与から差し引く源泉徴収税額については、通常の源泉徴収税額に復興特別所得税が加算されます。税務署が配布している「平成25年分源泉徴収税額表」を使用し、給与から天引きする所得税を求めます。

いずれも従来の税額に2.1%上乘せされていますので、結果的に給与の手取り額が減少することになります。これはすべてのサラリーマンに影響し、25年間続くことになります。

(源泉徴収税額表の月額表より抜粋) いずれも扶養家族0の場合 (単位:円)

給与等の金額	100,000	150,000	200,000	300,000	400,000	500,000
2012(H24)年	710	2,920	4,670	8,250	16,170	28,800
2013(H25)年	720	2,980	4,770	8,420	16,510	29,400

(2) 税理士・弁護士等の報酬に係る源泉徴収税額

2013年1月1日以後支払(原則支払日基準)をする報酬から差し引く源泉徴収税額については、従来の税率に2.1%上乘せした税率により源泉徴収することになります。

(事例1) 35,000円(消費税抜)の税理士報酬を支払う際の源泉徴収税額(所得税率10%)
 $35,000 \text{円} \times 10.21\% \text{(合計税率)} = 3,573.5 \text{円} \rightarrow 3,573 \text{円}$ (円未満切捨)

(事例2) 税引手取額100,000円(消費税込)の弁護士報酬を支払う場合
 (支払金額)

$100,000 \text{円} \div (100 - 10.21)\% = 111,370.97 \dots \rightarrow 111,370 \text{円}$ (円未満切捨)

(所得税+復興特別所得税の納付税額)

$111,370 \text{円} \times 10.21\% = 11,370.877 \rightarrow 11,370 \text{円}$ (円未満切捨)

(3) 配当金に対する源泉徴収税額(復興特別所得税との合計税率)

配当等の種類	2012(平成24)年まで	2013(平成25)年	2014(平成26)年以後
上場株式等	7%(住民税3%)	7.147%(住民税3%)	15.315%(住民税5%)
非上場株式等	20%	20.42%	20.42%

(4) 預金利子に係る源泉徴収税額の計算

2013年1月1日以後法人が受け取る預金利子についても従来の15%の所得税と合わせて復興特別所得税が徴収されますので合計税率は15.315%(住民税5%)となり、法人税の申告の際に税額控除を受ける場合は所得税額15%と復興特別所得税0.315%に配分する必要があります。その配分については、原則は支払を受けることにする必要がありますが、簡便的に預金利子については期末一括処理も認められています。

一方、源泉徴収税額を認識せずに受取額をそのまま「受取利息」として計上する損金算入方式も認められていますが、税額控除又は還付を受けることが出来なくなります。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

